（知財様式３－再）

【課題管理番号（※１）：　　　　　　　　】

平成　　年　　月　　日

発明等報告書　（再委託用）

国立研究開発法人　日本医療研究開発機構　知的財産部担当者　殿

（本再委託研究開発の知的財産担当者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関名 | ： |  |
| 所属 役職 | ： |  |
| 氏名 | ： |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 研究開発課題名 |  |
| 分担研究開発課題名 |  |
| 本事業の受託機関（再委託元）名（※２） |  |
| 再委託研究開発担当者　所属　役職　氏名 |  |

（※１）ＡＭＥＤと受託機関（再委託元）との委託研究開発契約に係る課題管理番号を記入してください。

（※２）ＡＭＥＤと委託研究開発契約を締結している研究機関名を記入してください。

上記再委託研究開発について、別紙１のとおり発明等を創出しましたので報告します。あわせて、発明等の概要を記載した書類を添付いたします。

＜再委託先に知的財産権を帰属する場合の誓約書について＞

委託研究開発契約書第１４条第３項において、委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属する場合は、再委託先が同契約書第８条第１項各号及び第１０条に定める事項を遵守する旨の誓約書をＡＭＥＤに提出しなければならないと規定されていますが、以下のチェック欄にチェックがある場合は、再委託先がＡＭＥＤに対して誓約書を提出する必要はありません。

■　再委託先は、委託研究開発契約書第８条第１項及び第１０条に定める事項を遵守することを、受託機関と再委託先との間で約定した。この約定をもって、再委託先がAMEDに対して誓約書を提出したものとみなされる。

※チェックがない場合（「■」を「□」と記載する場合）は、すでに誓約書をＡＭＥＤに提出した場合を除き、

再委託先が委託研究開発契約書第８条第１項各号及び第１０条に定める事項を遵守する旨の誓約書を、

別途ＡＭＥＤに必ず提出して下さい。誓約書は、ＨＰ掲載のＡＭＥＤ指定のものを使用して下さい。

**知財様式３の提出方法にご注意下さい。**

（記載要領）

１．報告内容の記載要領は別紙１を参照してください。

２．添付書類として、発明等の概要を記載した書類を提出してください。書類の様式は問わず、論文の草稿、研究機関等への発明届等で構いません。

３．機構知的財産部より発明等の内容などに関する問い合わせがありましたら、ご回答お願いします。

４．提出する際は、その旨をmedicalip@amed.go.jpまでご連絡下さい。追ってAMEDより提出方法についてご連絡します。

提出時は本報告書、別紙１（エクセルファイルのまま、PDF化しないでください。）、発明の概要（書式自由）が必要となります。

＊本報告書及び添付書類は機構の内部資料としてのみ使用し、外部に公表するものではありません。